介護職員/福祉・介護職員等特定処遇改善加算を受けるためには、次の3つを満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)を取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」 を行っている こと。

そこで、以下に、弊社が職員に対して行っている職場環境等の取組を示します。

〇入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

〇両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

○腰痛を含む心身の健康管理

- ・福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導 入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

〇生産性向上のための業務改善の取組

- ・5 S 活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

〇やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた 勤務環境や支援内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供